

令和4年度広島市建設工事総合評価落札方式の評価項目等の改定について（お知らせ）

本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本方針に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成18年度に総合評価落札方式を導入しています。

この度、評価項目の改定及び「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」の改定を下記のとおり行いましたのでお知らせします。

記

1 評価項目の主な改定

主な改定内容は以下のとおりです。評価基準等の詳細については、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」をご確認ください。

(1) 企業の施工能力

• 週休2日工事への取組【改定】

発注者指定型の新設に伴い、提出書類を変更しました。

• 過去2年間のICT活用工事への取組状況【改定】

簡易型ICT活用工事の新設に伴い、評価基準を改定及び提出書類を変更しました。

(2) 社会的項目

• 男女共同参画への取組状況【改定】

女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されることに伴い、評価基準を改定しました。

• ボランティア清掃の活動状況【改定】

客観的に証明できる資料のうち、状況写真の提出を求めないこととしました。

2 新型コロナウイルスに係る改定

(1) 配置予定技術者の能力

• 継続学習制度の単位

(2) 社会的項目

• ボランティア清掃の活動状況

• 職場体験学習等の受入れ状況

上記3つの評価項目について、令和3年度においては上記項目に係る講習や実施等が困難であったと考えられるため、令和3年度に引き続き、各項目の評価期間を1年間拡大します。

3 広島市建設工事総合評価落札方式ガイドラインの改定

本市における総合評価落札方式の概要等をまとめた、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」を改定しました。

【広島市ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/138159.html>

4 適用時期

令和4年5月1日より入札公告を行う工事から適用します。